

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中10名です。定足数に達しております。第24回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。
2番委員、5番委員 にお願ひします。

議長

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

はじめに、第114号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第114号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・長男がおり、農作業歴は45年・40年・10年、年間従事予定日数は150日・150日・50日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,740.51㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

経営規模拡大のため、売買により有権移転するものです。

農業従事者は、本人・父・母がおり、農作業歴は0年・40年・30年で、年間従事予定日数は100日・150日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,695.00㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年ですが、隣人の方に教えていただきながら作業を行う予定です。年間従事予定日数は100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,499.00㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は34年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営

	予定面積は 5,621.00 m²です。権利取得後は、梅・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 5 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・子・子の夫がおり、農作業歴は 30 年・30 年・15 年・15 年、年間従事予定日数は 160 日・100 日・100 日・50 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 312.00 m²です。権利取得後は、蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 6 番 譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人と兄がおり、農作業歴は 10 年・30 年で、年間従事予定日数はともに 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の作業拠点となる場所から徒歩で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,781 m²です。権利取得後は、水稻と自家用野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 7 番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 0 年で、予定従事日数は 150 日あり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 423 m²です。権利取得後は、ナスの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号 1 番から 7 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。第 114 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
農業委員	申請番号 6 番については、国籍はペルーです。来日 30 年で古民家を借りて、そこを拠点とした農業を行います。
議長	その他補足等ありませんか。なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員	申請番号 5 番ですが、経営予定面積の面積よりも大きいのはなぜでしょうか。
事務局	すみません。経営予定面積に誤りがございましたので訂正します。 312 m ² ではなく、正しくは 2,932 m ² でした。また、予定作物も蔬菜、根菜ではなく、水稻です。申し訳ありませんでした。
農業委員	申請番号 6 番については、譲受人は■■■市に住んでいるとのことですが、■■■市では何を主に作っていますか。
農業委員	兄の農地でにんにくやジャガイモを育てています。
議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決を取りたいと思います。第 114 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)

議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 115 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 115 号議案について説明させていただきます。転用 2 件です。議案書 6 ページをご覧ください。 番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地を宅地敷地として転用するものです。農地法上の手続きを行わずに宅地敷地として利用していたころから、始末書が添付されています。 農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、宅地敷地の転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。 番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。 申請地にクヌギなどを植えて山林として転用するものです。 今までの総会では、新たに植林をする目的の転用事案はなかったため、補足説明します。新しく植林をするために農地を転用することについては、投機目的での転用許可を招く可能性があるため、愛知県では基本的に許可を認めていません。ただし、一部の場合に限り、一定の条件を満たせば許可を得られることがあります。許可が下りる条件は次の通りです。 1. 対象の申請地が中山間地域であり、鳥獣による被害などのため農業を行うのが非常に難しい場所であること。 2. 申請者本人が高齢であることと鳥獣被害などの理由で農業用地として維持するのが難しい状況だと認められ、代わりにその土地を植林して管理することが適切であると判断されること。 これらの条件を踏まえて審査を行います。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第 2 種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。 当該農地は傾斜地にあり、令和 5 年 6 月の集中豪雨により、土砂崩れが起きました。今後の大雨による被害を防ぐために、土壌固定を目的として植林するものであることから、「周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、 植林に使用する苗木は無償で提供されます。また、作業は申請者自身が行う形となるので、特別な費用はかからない見込みです。他法令についても調整中であり、排水方法については、敷地内浸透を予定しております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第 115 号議案 2 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。
議長	第 115 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	それでは、第 116 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 116 号議案について説明させていただきます。 議案書 7 ページをご覧ください。所有権移転 12 件、賃借権設定 1 件の計 13 件です。議案書 8 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番 1 番と 2 番について同一の譲受人による同一事業の転用申請であるため、一括で説明を致します。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、すべての農地が区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、あぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われまます。 申請番号 3 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透側溝を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われまます。 申請番号 4 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透側溝を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われまます。 申請番号 5 番。 賃借により、店舗用駐車場として転用するものです。 農地区分は、区分表の第 3 種農地③「住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に農地」と判断しました。第 3 種農地ですので、許可ができるものとなります。 次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、雨水枳を設けて、既設側溝へ流す計画です。また、他法令も調整中であり、以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われまます。

	6番から9番について同一の譲受人による同一事業の転用申請であるため、一括で説明を致します。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、すべての農地が中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、融資証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透枡とあぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、国の固定価格買取制度を用いた電力売電であり、経済産業省から設備認定を受けております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号10番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、融資証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透枡とあぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、国の固定価格買取制度を用いた電力売電であり、経済産業省から設備認定を受けております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号11番。 売買により通路として転用するものです。地権者より農地法上の手続きを行わずに通路として利用していたところから、始末書が添付されています。 農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、譲受人も継続して通路として利用したいという考えの現況是正のための申請であり、通路敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。 12番と13番について同一の譲受人による同一事業の転用申請であるため、一括で説明を致します。また事業計画や売電契約書から一体利用であることが確認でき、全体の転用事業面積が3,000㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問審議対象案件でもあります。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 農地区分は、すべての農地が区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、土堰堤を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、この計画は、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第116号議案13件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	申請番号 11 番については、分筆したのですか？
事務局	いいえ、もともとは農地でした。登記が畑のまま、地主の叔父が所持していた際に通路として整備してしまい、そのままの状態で相続したものです。
議長	では、採決を取りたいと思います。
議長	第 116 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 117 号議案の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に 関する協議について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	117 号議案についてご説明いたします。 議案書の 13 頁をご覧ください。 農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議 が必要と定められており、今回、新城市より書面協議といった形で依頼がありました。 事業件数としましては 2 件になります。 7 月の総会でもご説明をさせていただきましたように、本議案における判断基準が明確と なっていないため、農地法や農振法の判断基準にて協議をいただきたいと思います。 第 117 号議案の関係資料の 1 頁をご覧ください。 申請内容は、ドッグラン施設の整備を目的とした地域計画の変更を伴う申請 1 件と地域計 画の変更は伴わないが、協議することが義務付けられている営農型太陽光発電施設への一 時転用の案件 1 件になります。 まずは地域計画区域の変更を伴うドッグラン施設の整備の案件につきまして、別添の農 用地区域（位置図等）と書かれた第 118 号議案の関係資料を中心に説明させていただきます。 118 号議案関係資料の 1 ページになります。 申し出者申し出地は記載のとおりです。 この案件は、作手保永地内の畑 1 筆、307 m²のうち 271.2 m²にドッグラン施設を整備するた め、申出されたものです。 なお 1 筆すべてで申出がなされなかったのは、敷地の一部が道路敷地となっているため です。 申出者は、夫婦で申出地近隣地にてお店を営んでいます。遠方から来店されるお客様もあ り、経営も落ち着いてきたため、予てよりお客様から要望のあったドッグラン施設を併設 したいと考え、適地を探していました。 土地の選定にあたっては、申出者夫婦は土地を所有しておらず、お店とドッグランの運営 を夫婦で行うため、近隣の土地を条件に探していたところ、申出地の所有より合意が得ら れたため選定に及んだものです。 申出地は集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損 なわないこと。農業経営を営む者に対する農用地利用集積に支障はなく、周辺農地への影 響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 また、307 m²のうちドッグラン敷地を除いた 36 m²ほどの残地（道路敷地）につきまして も、現場の状況から今後の営農の見込みがないものと判断されるため、1 筆の面積 307 m² すべてを地域計画から除外することに同意するを原案といたします。 続きまして、117 号議案関係資料の 1 頁下段にあります「2. 営農型太陽光発電施設への 一時転用について」の案件になります。

	資料としましては、117号議案関係資料の2ページ以降になります。 本案件は新城市野田地内の農地に営農型太陽光発電施設を設置するため、令和7年2月に一時転用の許可が下りた案件になります。 農地転用の許可後に電力会社が送電線を張るための用地交渉を行う運用を取っているため、地権者の合意が得られず、送電線の位置を見直すこととなりました。 関係資料の6頁をご覧ください。 当初の計画では■番敷地内の南側、■番と農道より引込柱を立て、送電を予定しておりましたが交渉が難航したため、今回の計画では北側■番地側から送電を計画しており、引込柱と接続支持柱が必要となりました。 その用地が地域計画区域内であったため、地域計画の達成に支障がないかの意見を求められているものです。 参考に、申請地の状況を関係資料の9ページに添付いたしております。 写真が見えにくく恐縮ではございますが、現在、耕作はされておらず、年に数回程度、草刈りのみを行っているような状況と思われます。 現在の状況や申請内容及びその規模からみても営農に支障をきたすものではないと考えられるため、「2、営農型太陽光発電施設への一時転用について」は、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障はないことを原案といたします。 以上で117号議案の説明を終了いたします。
農業委員	参考までに、以前許可したわけですが、どのような電柱ルートでしょうか。把握はしていますか？
事務局	農地以外の引き込む部分については、確認次第、連絡します。
議長	その他、ご発言もありませんので採決をとりたいと思います。 今回の採決については、資料1と2に分けてそれぞれ採決をとります。 第117号議案の「1. 地域計画の変更」について、同意する旨の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第118号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	118号議案についてご説明いたします。 議案書の14頁をご覧ください。 今回の案件は4件ございます。 それでは118号議案関係資料の1ページをご覧ください。 番号1につきましては、117号議案における「1. 地域計画の変更について」で説明をさせていただきましたが、地域計画における除外面積と農振除外における除外面積を整理しておりますので、ご説明をさせていただきます。 117号議案における「1. 地域計画の変更について」では、1筆すべてを地域計画の対象地から除外することで同意をいただきました。 118号議案における「農業振興地域整備計画からの除外」では、307㎡のうちの271.2㎡を除外することに対する意見の決定となっています。 この違いとしましては、本来、農業振興地域整備計画からの除外においても307㎡の1筆すべてを除外したいところではございますが、農振法の運用上、除外にあたっての目的ごとに申出を必要とし、それぞれごとに愛知県の同意を必要とします。 今回のケースでは、ドッグラン施設と道路敷地として分けての申出が必要となります。 既に、ドッグラン施設の申出を受けた際に、市土木課へはその旨を説明しておりますが、今回の提出期限に間に合わなかったため、ドッグラン施設敷地のみの除外申請となっております。

	続きまして、番号2番、別添資料は10ページからになります。 申出者、申出地は記載のとおり。この案件は、中宇利地内の山林2筆、1,528㎡の除外申請です。 申出地は、山林原野化を理由に令和6年3月14日付で非農地判断を行った土地になります。周辺土地も山林原野化が進んでいる状況であり、農業振興地域内農用地として指定しておくべきではないと判断したため、本申出がされました。 参考として非農地決定通知書の記録を別添資料16頁及び17頁につけております。 続きまして、番号3番、別添資料は18ページからになります。 申出地は、山林原野化を理由に令和5年9月21日付で非農地判断を行った土地になります。周辺土地も原野化が進んでいる状況であり、農業振興地域内農用地として指定しておくべきではないと判断したため、本申出がされました。 参考として、非農地決定通知書の記録を別添資料24頁及び25頁につけております。 続きまして、番号4番、別添資料は26ページからになります。 申出地は、山林原野化を理由に令和4年12月12日付で非農地判断を行った土地になります。 周辺土地も山林原野化が進んでいる状況であり、農業振興地域内農用地として指定しておくべきではないと判断したため、本申出がされました。 参考として、非農地決定通知書の記録を別添資料32頁及び33頁につけております。 以上のことから第118号議案については、4件の除外申出について適当であることを原案といたします。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。 ただいまから審議に入ります。このことについて、質問または意見のある方は挙手をお願いします。
農業委員	ドッグランの件について、一時転用3年ですが、10年とはどういうことですか？
事務局	混乱を招き失礼しました。ドッグランについては、地域計画から外して農振の修正。2件目の太陽光については、恒久転用は認められていないので支柱部分について一時転用としてで10年です。ドッグランについては、地域計画から外するので期限は設けておりません。
農業委員	了解しました。
議長	ご発言ありません。採決を採りたいと思います。第118号議案について、原案のとおり除外の申し出について適当であることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第119号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第119号議案について説明させていただきます。議案書15ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。計画案を作成することへの要請の承認及びその計画案に対し意見を求めます。使用貸借権設定11件、賃借権設定1件です。そのうち、新規案件11件で、新規就農は2名です。なお、この新規就農者については、農地を市内で持っていない、もしくは借りていない人のことを指します。、更新案件が1件です。 (議案書のとおり説明。) 申請番号2、3、4番については、地域計画区域外の農地となっており、地域計画の担当より計画案に載せてよい旨を確認しています。

	以上、番号 1 番から 12 番につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 119 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
推進委員	申請番号 5 番の新規就農者についてですが、■■■市のどちらで耕作されていて、どれくらいの規模でやっている方ですか？水田をされるのですか？
事務局	■■■市■■■で耕作している方で、主にみかんを大規模に作っているとのことでした。はい、水稲を予定しています。
議長	採決を取りたいと思います。 原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明。) 一部補足 報告第 4 については、申請番号 1 番の原野化の実態ありについては、原野化の実態はないが、公衆用道路の残地で狭小のため、非農地に至ったものです。
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
事務局	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 24 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 3 時 0 0 分議長は本会の閉会を宣した。